

第5回宍粟市総合計画審議会議事録（要旨）

日 時 平成22年11月26日（金）13時30分～16時30分
会 場 本庁舎4階 会議室
出席委員 林 昌彦委員、西林 長太郎委員、春名 玄貴委員、平岩 直江委員、三渡 圭介委員、
油田 久美子委員、池谷 奈穂委員、太田 幸四郎委員、小池 時子委員、津和野 泰明
委員、春名 省吾委員、前野 佐和子委員、宗接 和人委員、小林 武美委員、進藤 智
彦委員、春名 千代委員、
宍粟市 伊藤企画部長、岡崎企画部次長、宮崎企画管理課長、大谷企画管理課副課長、
（事務局） 大前企画管理課係長 西川企画管理課主査

- 議 事
- 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 確認事項について
 - ①第3回審議会議事録について
 - ②第4回審議会議事録について（意見提出期限 平成22年12月10日）
 - ③第5回審議会議事録について（意見提出期限 平成22年12月20日）
 - ④今後のスケジュール
 - (1)素案の修正意見の提出期限日 平成22年12月10日（金）
 - (2)パブリックコメントの実施
平成22年12月24日頃～平成23年1月24日頃まで
 - (3)第6回総合計画審議会 平成23年2月 7日（月）
 - (4)第7回総合計画審議会 平成23年2月25日（金）
 - 4 審議事項
 - ①素案の修正について
 - 5 閉会
配布資料 ①素案に対する修正及び追加等補足意見整理表（まとめ）
②後期基本計画 素案（修正）
③第4回総合計画審議会議事録

○事務局

みなさんご苦労さまです。本日は第5回目の審議会を開催します。千種や波賀、そして一宮と会合を持っていただきました。ありがとうございました。第5回目はパブリックコメントに向かったの調整会議になるだろうと思います。また、会長の林先生から説明があると思いますが、その詰めのところをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。只今から第5回総合計画審議会を始めたいと思います。それでは林先生、お願いします。

○会長

みなさんこんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今日はお話にありましたように、パブリックコメントに向けた最後の集まりということです。これまでに集中審議

していただきました事をまとめていきます。よろしくお願ひします。お手元の式次第をご覧ください。これの3番のところになります。1つ目は、「第3回審議会議事録について」です。これは、前回の審議会で配布され、今日はその承認の確認をするという段取りになりました。前回、配布されたものからの修正はありましたでしょうか。事務局の方お願ひします。

○事務局

特に意見はありませんでした。

○会長

では、第3回審議会の議事録を承認させていただいてよろしいでしょうか。

○委員

了承。

○会長

それでは、承認されました。続きまして、「第4回審議会議事録について」です。これも前回から短期間でしたので、今日の配布となっています。ですから、この場ではすぐに承認はでき兼ねます。それから今日の「第5回審議会議事録について」ですが、パブリックコメントの実施に際して、修正される素案とともに、どういう審議が行われたのか、経緯を見ていただいた方が良いでしょうという事で議事録を併せて資料としてつけるという事を考えています。そうすると、いつ、どのように承認するのかということが問題になってきます。その後のパブリックコメントの実施にも関わるものなので、そこまでまとめて事務局より今後の予定を説明していただけますか。

○事務局

それでは、確認事項の2番から説明させていただきます。先ほど、会長の方からもご説明がありましたが、大変ご迷惑をおかけしております。議事録の作成がスムーズに行きませんでしたので、ここで併せて提案をさせていただくのですが、今日配布した第4回審議会議事録につきましては、ご確認していただき、この議事録について意見等がありましたら、12月10日までにお願ひします。そして、本日の第5回審議会の議事録については、12月20日まで意見・修正等の提出をお願ひします。この4回と5回の議事録について、みなさんから意見等ありましたら、その後の調整については、会長に一任をさせていただきたいということについても、後ほどご確認いただきたいと考えています。

そして、4番の「今後のスケジュール」です。素案の修正意見の提出期限日について、第2回から第4回までの間、みなさんに集中的に審議をいただきました。今日、お手元に配布しています後期基本計画素案修正資料をもとに、その修正内容についてご説明させていただき、12月10日までに最終的な確認をしていただき、意見があれば事務局にお願ひしたいと考えています。そして、意見を言っていた後に、みなさんと最終的な確認をもって、パブリックコメントを実施していきます。第6回審議会は、パブリックコメントを実施した後開催を考えおり、パブリックコメントの実施にかかる素案の最終確認のために、お集まりいただくことはなく、FAXや郵送という手法で確認をさせていただきたいと思っています。パブリックコメントは、宍粟市の市民の方を対象に幅広く意見を聞かせていただきたいと考えています。12月24日頃から1月20日過ぎの1ヶ月間行うスケジュールとしていますので、併せてご確認をお願ひします。

○会長

先ほど伺っています、パブリックコメントが1ヶ月の期間で実施されます。それまでに意見をいただく機会がぎりぎりまであります。もちろんこれから審議をしていくわけですが、その後に気付いた事や追加の意見があるかもしれません。それも含めて今日から12月10日までの期間、余裕があるということです。それに合わせるように議事録の確認の手続きの日程が決められています。12月10日、20日です。この期日までに意見を出していただき修正を行います。そのためだけに集っていただくことはできませんので、略式で会長の私に一任させていただきたいというご提案です。

まず、第4回と第5回の審議会議事録の確定する時期につきましては、今ご提案がありましたやり方でよろしいでしょうか。

○委員

了承。

○会長

ご意見がないようなので、このように進めさせていただきます。それから、審議に入る前に、まず説明がありましたので、今日の審議の後さらに追加的にご意見がありましたら、それは12月10日までにいただきたいと思います。最後、正式な形で文章を整理して公表しなければならないので、これがぎりぎりの日程ということでご理解いただければと思います。素案の修正の意見提出の段取りが12月10日までということで、ご了承いただけますでしょうか。

○委員

了承。

○会長

ありがとうございます。では、その後のパブリックコメントを実施した後の流れについて、説明をお願いします。

○事務局

パブリックコメントを実施した後に第6回総合計画審議会の開催日を案としてお示ししています。この審議会では、まずパブリックコメントで市民の方が素案を基にいろんな意見を言われます。その意見に対する回答をまとめて、それをホームページや各市民局・本庁に公表して幅広く見ていただくこととなりますが、その公表する前に第6回の審議会を開催して、市の回答について審議会と意見の交換後、公表させていただきたいと思っていますので、第6回の審議会でもパブリックコメントの市のまとめをご確認していただく会を第6回にしています。そして、第7回総合計画審議会では、2月25日に開催を予定し、後期基本計画素案について審議会のまとめという位置付けをさせていただきたいと思っています。

9月16日に市長から素案について諮問という形で審議会に諮らせていただいています。そして、審議会でも集中審議をいただいて2月25日に答申という形で、審議会から市長にこのようにまとめたということをお知らせする予定です。このような日程でご確認いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○会長

続きまして、審議事項に入ります。これからが本題になります。まず、審議の進め方について説明を事務局からお願いします。

○事務局

まず、A3の冊子で「素案に対する修正及び追加等補足意見整理表（まとめ）11月26日」、こちらから説明をさせていただきます。これまでの間、審議会で集中的な審議をいただき、その意見に対して担当部局の考えをお示しさせていただきました。

第2回から第4回までの各委員からの意見やグループ審議などの意見に対し「担当部局の考え方」として、全てまとめています。資料2ページの番号9番ですが、色を付けている所が意見をいただいて、担当部局の考えとして素案の修正をさせていただいた箇所です。色付けをした箇所についてのみ説明させていただきます。

例えば、9番の内容について、後期基本計画素案（修正）の1ページをご覧くださいと、「担当部局の考え方」修正後の表記では、「倒木処理対策や防災林対策に取り組むとともに、間伐材の搬出・利用を進め災害に強い森林づくりに取り組みます」。この記述を修正の素案の方に、「1 森林環境の保全」の黒丸の2番のところですが、朱書きで修正後の内容を書いています。担当部局の考え方を素案の修正の方では、朱書きでこのように訂正させていただいています。そのようにご覧いただきたいと思えます。

このまとめをご覧くださいと、色付けがない箇所は素案の修正をしていないのですが、この素案の修正にあたっての基本的な方針を述べさせていただきますと、まず、この色付けをした修正にあたっては、最初に素案について審議をしていただき、貴重な意見をいただきました。その意見を素案に盛り込むことによって、より後期基本計画が効果的なものになると判断させていただいたものにつきましては、素案の修正をさせていただきます。そして、素案の修正が伴わないものは、例えば、意見表の中で、具体的な事業についてたくさん意見をいただいています。そのことについては、後期基本計画の策定後、実施計画や具体的に検討をまいります。よりこの基本計画が進んでいく状況を作っていくという事で、いただいた意見は大切に扱っていくと思っています。その点、ご理解をいただきたいと思えます。

それでは、色付けをした箇所について、ご説明していくのですが、進め方にあたっては、1章ごとに区切らせていただき、皆さんの意見をいただきながら6章まで進めてきたいと思っています。途中休憩をはさみながら進めていくのでよろしくをお願いします。

それでは、整理表2ページ9番から確認をお願いします。素案は1ページになります。第1章1節の「森林を生かした豊かな空間づくり」について、グループ審議で「災害に強い森林づくり」について、切捨て間伐となっている若い針葉樹の間伐材を有効に利用するため、素案には、間伐材の搬出、活用について追加することを提案いただきました。そこで、担当部局との調整の結果、「倒木処理対策や防災林対策に取り組むとともに、間伐材の搬出・利用を進め災害に強い森林づくりに取り組みます。」と修正しています。

次に、11番です。第1章1節の中で「めざすまちの姿」のところの素案をご覧くださいと、朱書きで「山は市民の貴重な財産として・・・」という表記を追加しています。これについてもグループ審議の中で外資から森を守るという視点で、山は市民の財産であると、そのような中で宍粟市の大切な森林を守っていくのが大切ではないかという意見をいただき、検討の結果修正をしています。

次に3ページ番号15番、素案は3ページです。第1章2節「母なる恵みの川を生かした空間づくり」です。こちらについては、グループ審議の中で生態系連鎖の問題について、生物と人がともに暮らすことが大切であり、生物との共生について、素案の「めざすまちの姿」に盛り込むことをグルー

プ審議から提案をいただきました。その意見を反映して、修正後では「水生生物と水辺環境を保護しながら清流を保全し・・・」という表記をめざすまちの姿に追加しています。

次に、整理表の4ページ番号16番です。「1 清流の保全」について、グループ審議の中でBODの値が低くなり水質がよくなっているようだが、本来の自然の清らかさではないのではないか。素案に水質について追加することを提案するという意見をいただく中で、「水質調整や水生生物の定点調査を行いながら・・・」という表記をさせていただいています。定点調査というのは、定まったポイントで定まった時期に調査をするという意味です。そういった調査をしながら生物の保護を努めて、水質の保全をしていくという意味で表記を修正しています。

次に、水辺空間の活用です。これについては、事業の進捗もしており、本庁舎の東側をご覧くださいと、揖保川の河川改修で立ち退きがかなり進んでいる状況です。その状況を受けて「早期完成を努める」という表記に修正してはどうかという意見をいただいたので、その旨のとおり表記をまとめています。

次に、整理表の18番、素案は4ページ、第1章3節「彩り豊かな田園景観づくり」です。グループ審議の中でチューリップやひまわりを植えることが良い景観と言えるのか疑問である。本来の景観保全について、素案で田園景観の保全として花を列記している部分の表現について修正の提案をいただきました。そのことを踏まえ、取り組みのあらましの2番の全文を削除して、「農業用水路の保全を図るとともに、遊休農地の活用により、田園景観の形成を進めます。」を追加しました。田園景観の全体的な推進が必要ではないかと判断し、このように表記を修正しています。

次に、整理表の5ページ19番、第1章3節ですが、グループ審議の中で、「行政と市民等の役割」のうち「行政の果たす役割」に「専門機関と協力・研究し、遊休地を利用したまちおこし支援をする。」を追加する提案をいただいています。それを受けて、「行政、市民、大学等との連携を図り、都市住民のニーズを把握するなど多様な地域の交流を推進します。」と追加しています。

次に、整理表20番です。「取り組みのあらまし」の表題に「田園景観の保全」を示させていただきました。その中で、田園景観の保全に創出を加えて推進してはどうかという意見です。担当部局の考えをご覧くださいと、今、宍粟市の中でも荒廃した田園景観を再生する事が重要であると認識しています。そこで、「創出」という提案をいただいていたのですが、「再生」という表記に変えて、「田園景観の保全と再生」と整理させていただいています。

次に、整理表23番、素案は5ページです。これについては、「廃棄物の減量化と再資源化の推進」にあたり、ごみ減量の推進について、市民の立場になって情報を提供することでごみ減量の意識付けができる。ごみ排出量を分かりやすく記述することを提案いただいています。担当部局の考えでは、一人当たりのごみの排出量の表記と資源ごみがどのくらい回収されているのかという2つのグラフを追加することといたしました。

次に、整理表の6ページ、素案は同じく5ページです。「資源ごみの回収」で「リサイクル活動に対し支援をします。」の部分について、使い捨ての時代からそうでない仕組みを作る表現とする。「廃棄物の減量化と再資源化の推進」において、にしまりま循環型社会拠点施設についての記述が2項目となっているが、1項目にまとめ分別収集の仕組みづくりを盛り込むことを提案いただいています。素案をご覧くださいと、「2 廃棄物の減量化と再資源化の推進」の修正をしています。黒丸1番の全文を削除して表記を変更しています。「大量消費・大量廃棄の社会から循環型社会へ移行するため、家庭ごみの分別収集の徹底と3R活動の普及・啓発に努めます。」と全文変更しています。そして、「ごみの適正処理や再資源化を図るため、にしまりま循環型社会拠点施設のごみ分別区分に基づいて、収

集運搬体制を構築します。」と整理しています。

1章では、非常にたくさんの提案を受け修正をしています。皆様のご意見をお願いします。

○会長

意見を反映して修正しているものもありますし、意見を反映していないものもありました。これは総合計画ということで、基本計画の策定の後、実施計画の中で詳細な個別の事業の検討のところで意見を活かす事もあるということです。同じ節に入れておく事もあると思うし、また、修正をした内容についても、もう少し書き換えたらいいのではないかという意見もあると思います。今の第1章の説明について、ご意見をいただきたいと思います。事前にお渡し出来ずに今日配布したので、少し説明を進めた後に休憩を挟んで、それから意見を出していただいた方が言いやすいと思いますが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

災害に関する事はどこかに記述がありますか。皆さん気になるころだと思えます。

○事務局

第5章の51ページに「災害に強いまちづく」という事で、防災体制の充実と災害に強いまちづくり、53ページに消防と救急の観点でまとめています。

○委員

分かりました。

○会長

今すぐにでも、1章の意見があれば言っていたら良いのですが、もう少し時間が必要であれば少し説明を進めて、休憩を挟んで意見を言っていた方が良いと思います。では少し進めてください。

○事務局

それでは第2章に入ります。整理表の番号26番、素案では11ページをご覧ください。第2章1節「農業の振興」です。グループ審議の中で第1節の森林を生かした豊かな空間づくりに野生動物との共生についての記述を追加することを提案いただきました。修正にあたっては、「森林環境の保全による野生動物生息地の確保を図るとともに、・・・」という表記を加えて修正をすることとします。

次に、29番です。これについても「農業の振興」です。グループ審議の中で地域の特性に応じた農産物を振興するなどの表現を取り入れて検討するという意見をいただきました。その中で、「めざすまちの姿」において、「地域の特色ある農産物が・・・」という表記があるにも関わらず、取り組みのあらましでは、具体的な記述が漏れております。修正にあたっては、めざすまちの姿を踏まえて、素案の12ページの3番「農畜産物の生産振興と地産地消の推進」において、「地域の風土に即した農産物の進行に努めます。」と追加をします。

次に、整理表の8ページ30番、素案は12ページです。グループ審議の中で「多品目周年生産」「市産食品」など理解しにくいので、分かりやすい表現に修正することを提案いただいています。もう一点、地産地消については、農業に限らず、まず市民自らが消費することが必要であることを「市民等の役割」に追加することを提案がありました。まず、表現については、「多品目周年生産の体制づくり・・・」の表記を「1年を通じて安定した農作物の供給体制を・・・」に変更し、分かりやすい表現に修正しています。次に「市産食品」の表記を「農、畜、水産物及び加工食品などを・・・」

に修正しています。「市民等の役割」については、素案の11ページをご覧いただくと「市民・事業者等の役割」においては、「調査・研究等に取り組み、積極的な生産活動と地場製品の消費に努めます。」と追加しています。30番の修正については以上です。

次は、整理表9ページ番号34番、素案は13ページの第2章2節「林業の振興」です。林業の振興にあたり、グループ審議の中で「PR活動を積極的に行い「ブランド化」について、追加の提案をいただいています。素案の14ページ、「3 穴栗材流通の整備促進」について修正をします。修正前が「住宅建築に対し穴栗材の活用を・・・」という表記を改めて「穴栗材のブランド力を高め、住宅建築に対し穴栗材の活用を・・・」と修正し、穴栗材のブランド力を高めるという表記を追加しています。

次に、番号37番、同じく「林業の振興」です。この意見については、「市民の役割のひとつに事業者（建築業者）の担う役割として穴栗材活用のメッセージを発信することを盛り込み、事業者にも穴栗材の促進の一翼を担っていただければどうか」という意見です。素案については、「市民・事業者等の役割」について、「事業者は、穴栗材を積極的にPRし、利用促進に努めます。」と追加し、行政、市民、事業者が一体となって穴栗材の活用を推進していく中で事業者の役割を明確に表現させていいただいております。

次は、整理表10ページの39番です。グループ審議の中でたくさんのご意見をいただいています。まず、素案13ページの「1、生産性の高い森林造成の促進」について、修正前の「低コストで木材生産が行える。」という表記を「森林団地化を促進し、森林施業の集約化と効率化を図る」という表記に改めています。続いて、「めざすまちの姿」については、木材を安定して供給できるまちづくりをめざしていくことから、「施業計画に基づく」という表記を追加しています。続いて、市民の役割として市民が率先して穴栗材を使うことを提案いただいています。「市民・事業者等の役割」の3つ目で「住宅建築に対し穴栗材の活用に努めます。」と表記しています。市内における住宅建築に穴栗材の利活用を推進するという事も「現状と課題」の中で整理をしていますので、「市民・事業者等の役割」の中に住宅建築に対し穴栗材の活用を追加しています。

次に、素案の14ページ、「穴栗材流通の整備促進」について、「共同展示販売施設」という表記を「穴栗材展示販売施設」に表記を改め、より穴栗材を強調するように整理しています。第2章2節「林業の振興」についての修正は以上です。

次に、整理表の11ページ「商工業の振興」については、たくさんの具体的な提案をいただいています。この提案を踏まえて、今後の事業の実施と併せて検討したいので、了解のほどお願いしたいと思います。整理表の12・13ページについても同じように、具体的な取り組みとして今後検討していきたいと思います。そのように整理をさせていただきます。

整理表の14ページ58番、素案は17ページになります。第2章4節「観光の振興」についてです。こちらもグループ審議で5つの意見をいただいています。その中で「行政の役割」について修正をしています。「関係機関と一体的な取り組みを推進します。」を「関係機関と連携し、取り組みます。」と修正しています。そして、素案17ページ「市民・事業者等の役割」の中で「市内の観光資源を自ら案内し、PRに努めます。」と整理しています。行政、事業者、観光の事業に携わっている方、それ以上に市民の方も一体となって穴栗市の観光資源をアピールしていただき、その役割を担っていただきたいというご提案をいただいたので、この表記としています。第2章4節「観光の振興」についての修正は以上です。

次に、整理表59番、第3章1節「少子化対策の総合的な推進について」です。素案は19ページ

をご覧ください。「1 少子化対策事業の推進」では、「施策、事務事業を実施」という表記が市民にとっては分かりにくいという意見をグループ審議の中でいただきました。その表現を「取り組みを実施します。」と分かりやすい表記に変更しています。

次に、整理表15ページ、60番をご覧ください。素案については同じく19ページです。少子化対策事業を推進していくにあたっては、行政、市民そして事業者が一体となり、それぞれが少子化対策について担う役割があるという意見をいただきました。そこで、「事業者は、労働者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう雇用環境の整備に努めます。」と事業者の役割を追加しています。これは、育児・介護休業法の条文から引用して事業者の役割を整理しています。

次に、整理表62番、素案は25ページになります。「第3章2節 安心できる保健・福祉・医療体制の充実（社会保障制度）」ですが、担当部局から1点素案の追加の提案があります。まちづくり指標の「国民健康保険税現年課税分収納率」の算出について、注釈を次のとおり追加します。「平成25年度以降の目標値は、平成24年度末に後期高齢者医療制度が廃止され、国民健康保険に統合された場合を想定しています。」後期高齢者制度の廃止を踏まえて目標値を設定していますので、注釈を入れて整理しています。

次に、整理表17ページ68番、素案は28ページです。「第3章4節 「地域」で共に暮らせるまちづくり」、障がいのある人もない人も住み慣れた地域社会で自立し、共に社会に参加し支え合う社会の構築をめざす項目です。グループ審議の中で事業者に「法定雇用率」のことを踏まえて追加する必要があると提案をいただきました。常勤労働者56名以上の民間企業であれば、障がいのある人を1名雇用しなければならないと定められておりますが、市内で56名以上の民間企業となると全体事業者の約5%しか該当しません。この状況を踏まえて素案28ページ「事業者は、障がいのある人の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、職業人として自立しようとする努力に対して協力し、適正な雇用管理を行なうことによりその雇用の安定を図るよう努めます。」これは、障害者雇用促進法の条文から引用しており、全ての事業者を対象として役割を整理しています。

続いて、整理表69番、素案29ページのまちづくり指標です。グループ審議の中で障がいのある人への支援について担当部局から説明がありましたが、市民レベルでは、支援策が見えてこない。障がいのある方への支援策を市もしっかりやっているのであれば、指標にもあげて市民によりアピールする必要があっても良いのではないかという指摘がありました。重度心身の障がいのある人・児童に日常生活用具等の助成制度により支援を行っており、その内容をまちづくり指標に設定することとします。平成21年度には、632人に日常生活用具等の支援をさせていただいています。

次に、整理表18ページ71番、素案は30ページ、第3章5節「児童福祉・保育環境の充実」です。取り組みのあらまし「1 地域における子育ての支援」について、現在、宍粟市では学童保育を原則、各小学校区に設置をするという目標を持っています。まだ、学童保育所の設置がされていない区域がありますが、近い間に全ての小学校区で設置できるよう取り組んでいます。その取り組みをより明確にするように学童保育という表記を追加してはどうかと貴重な意見をいただいたので、その表記を追加して整理しています。

次に、72番の第3章6節「地域福祉の充実」です。素案は32ページをご覧ください。グループ審議では、まちづくり指標の「老人クラブの設置数」について、地域福祉は全ての世代において助け合いの中で行われるものであり、あえて特定の世代を対象とした「老人クラブの設置数」が指標とするのはどうかという意見がありました。その意見について検討した結果、「近隣の所や地域での交流や助け合いがあると思う市民の割合」という表記に変更しています。しかしながら、その指標の現況

値を把握していません。今後、現況値を把握するアンケートを考え、アンケート結果をもって現況値を定め、目標値を高める活動をしていきたいと考えています。この節だけが目標値の設定がない節となっているので、もう一度、指標についてももう少しみなさんの意見をいただいて整理をしたいと思っています。まちづくり指標の設定の考え方では、市民の方に市の取り組みなどがより分かりやすいようにするため、年度ごとに目標値を設定しています。他団体を例に挙げると、現況値だけを示して残りの期間については、矢印で上昇させるという抽象的に表している団体も多くあります。他団体との状況も踏まえて、いろいろな方策もあるので再度検討したいと考えています。また、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

次に、整理表の19ページ、第4章2節「学校教育の充実」をご覧ください。素案は35ページです。グループ審議の中で「千種町域では、小学校の適正規模の推進が着実に進んでいる。その状況を受けて、千種町域はモデル的なものとなると考えられ、先進事例として情報を発信することにより、他の区域の推進に生きてくるのではないか」という提案をいただきました。近年の少子化の影響から児童数の減少が予想され、それにより互いに切磋琢磨する力や社会の育成、学びや遊び環境の多様性に課題が生じます。そのため、学校適正規模化が喫緊の課題であり、子どもの教育環境の整備による新しい学校教育の創造に向けて、地域や関係機関などと協議を重ねながら推進していく必要があります。千種町域の協議の中でのいろいろな議論を踏まえ、市内全域に今後、推進していくこととし、「現状と課題」を一部修正し、ご提案をいただいた内容を整理しています。

次は、整理表77番、第4章4節「生涯学習の推進」です。素案は39ページをご覧ください。担当部局からの修正提案です。「現状と課題」を整理しています。「グループ審議の考え方」の欄に修正前を表記しています。生涯学習は、子どもの世代、青年の世代、老人の世代など全ての世代を対象として推進しており、豊かな生き方や暮らし・地域づくりへ活かすことのできる学びの仕組みづくりが求められていることから、その点を踏まえて「現状と課題」を修正しています。

次は、整理表20ページ81番、第6章1節「地域自治・コミュニティ形状の推進」です。素案は66ページになります。こちらはCグループから意見をいただいています。地域の活性化を目的にグループ活動などを対象にした「まちづくり支援事業」があります。また、「しそ元気げんき大作戦」という事業も平成22年度から取り組んでいます。この2つの事業は似通った所があり、分かりにくいという意見があり整理をしています。素案の66ページの「1 活力あるコミュニティ活動の推進」をご覧くださいと、「地域の課題解決に向けた取り組みや地域の資源・個性を生かしたまちづくりをする・・・」については、「しそ元気げんき大作戦」に該当します。そして、まちづくり支援事業は、「自治会やサークルなどの小規模な団体が創意工夫して地域に根ざしたまちづくりに取り組み活動に対して助成し、きめ細やかなまちづくりを推進する事業」と整理し、分かりやすく修正しています。

次に、整理表21ページ83番、第6章3節「多様な地域間交流の推進」です。前回のグループ審議の中で担当部局からの修正がありました。素案の70ページをご覧くださいと、「しそ再発見ツアー参加者数」と「タウン情報誌発行部数」のまちづくり指標では、平成22年度から事業を開始したので平成21年度現況値を消去し、バーを入れて修正しています。改めて訂正させていただきます。

次に整理表84番、同じく「多様な地域間交流の推進」です。グループ審議での意見を踏まえて取り組みのあらましの修正をしています。「2 都市住民との交流の促進」で「タウン情報誌やホームページにより地域のイベント、特産品、食材や郷土料理等の情報を広く発信します。」と修正しています。

次に、整理表86番、素案は73ページ、第6章5節「効果的・効率的な行財運営の推進」です。11月12日の第4回審議会開催後にFAXで委員から意見をいただきました。今、いろんなマスコミや新聞報道等で宍粟市の状況が取り立たされている状況にあります。意見では「新聞やテレビに報道された事件があります。市民に疑念を与えたことを思うと何らかの記述が必要と考えます。例えば「職員は、法令遵守と資質の向上、倫理の確立に努めなければならない。」などの再発防止の願いを込めて提案をします。」と貴重な意見をいただいています。そこで、素案の73ページをご覧くださいと、取り組みのあらまし「2 組織・機構の改革と人材の育成」について、「職員の意識改革については、法令遵守と倫理の確立に努めるとともに」という表記を追加しています。これについては、民間企業でももちろん、コンプライアンスとって法令遵守を前提とした経営活動がなされています。公共団体においても、法令遵守をしながら市民サービスをしていかなければなりません。今後、法令遵守のための体制整備、倫理等を定めた条例を策定する予定であります。

これで29項目の提案等に対する修正内容について説明をさせていただきました。ご意見をお願いします。

○会長

ここでしばらく休憩を挟みます。それから、グループで意見交換をしていただいた方が良くと思うので、こういう議論ではなかったとか、こういう主旨ではなかったという所の確認をしてからの方が、意見が出やすいようであれば、少し時間を取りたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

一度、グループで分かれた方が良くと思います。専門家が集まっているわけではないので、資料を当日渡されたので、急に個人個人で意見を出すのは難しいと思います。

○会長

それでは、3時40分頃までグループで意見交換をしていただいてよろしいですか。では、休憩に入ります。

(グループ審議終了後 全体会議 再開)

○会長

今日のところの整理をしたいと思います。暫定的な結論になりますけども。まず、それぞれのグループでの議論の内容について発表をお願いします。Aグループからお願いします。

○委員

Aグループから発表させていただきます。総論でいいますと、私自身も素案に対する修正及び追加等の補足意見というのをいささせていただきますが、このように素案を修正されるということは、ほとんど素案が出来上がっているわけで、1つ1つの私を感じたことに対して、認証化をここにするというのは、短くきちっとまとめなくてはならない。あまり素案を変更ができないような感じを持ちました。そのような中で、14ページの素案修正の「木材流通の整備促進」について、ブランドということをしつかりと出して行かなければならない。林業も農業も特産物などブランドというものを、我々ももっと意識しなくてはならない。今までは農業、林業においても、ブランドということを意識しなくて生産をやってこられた。その1つの要因は、流通の方に自分たちの「宍粟」という名前を売

っていけなかった。生産地に重きを置いた補助金などの支援を行われてきた。その辺をもっと流通の方に支援していくような「仕組み」というものを今後変えていただければならないと私は考えております。特産物、林業において「宍粟材の展示販売施設の充実」と図っていただいておりますが、「宍粟の森林見学ツアーを実施したり、業者と行政が一体となって販売を促進する」というのに変更してはどうか。先ほど説明しましたが、ブランド化をどうやって推進していくのか。流通のところに金銭の支援をしてほしいということが言いたい。宍粟材を宍粟市内で建てられる家やリフォームされる家に支援をするという事業を平成23年度から実施されるそうですが、それよりも宍粟市外でもっとPRをする方が、宍粟材を使って新築・リフォームされる方に金額は少なくとも、商品券でもいいので、薄く広くPRの方がブランド化になると思います。これを中心に話をさせていただきました。最後に、私の感想ですが、あまり素案は修正できないと思いました。

○会長

それでは、Bグループお願いします。

○委員

素案の32ページ「3章6節 地域福祉の充実」のまちづくり指標について、再度審議をいたしました。結論から言いますと、後期基本計画では、指標の設置をしないとの結論にいたりました。この節は、数値目標をそもそも設定することが困難な内容であるとグループの中で一致いたしました。後期基本計画期間中にアンケートなど調査を行い、第2次総合計画の策定時には、指標の設定について再検討してはどうか。

○会長

それでは、Cグループお願いします。

○委員

素案の修正について意見が出ないくらいきっちりできているので、Cグループ内では、ほとんど意見がでなかったのですが、第6章66ページ「まちづくり支援事業」と「しそ元気げんき大作戦」の違いが分かりにくいので、もう少しわかりやすく説明してほしい。「障害者」の表記がひらがなか、漢字かどちらかに表現を統一。「わかりにくい用語」の注釈、読みがなを入れて市民に分かりやすいようにする。また、ごみの分別について、資源循環型社会の構築に向けてもっとPRすればいいのではということでした。

○会長

ありがとうございます。形を具体化すればするほど、そこから漏れてしまうというジレンマを感じながら言っているわけですが、1つの手続きとして「パブリックコメント」があります。これは宍粟市民みなさんの計画ですから、広く意見を聴くという手続きに入る予定がされています。1つ確認ですが、次のステップに進んでいくのかどうかということです。100点満点で今はまだ何点とも言えないのですが、話は尽きないのかもしれませんが、1つの計画を表現するものとしては、これで多くのみなさまの意見を聴くという手続きに入るということを了承していただけますでしょうか。

○委員

了承。

○会長

議論につきましては、これが終わりではありません。個別につきましても先ほど事務局から説明がありました。12月10日まで意見を出す機会がありますので、パブリックコメントまでに、速や

かに反映されないものもあるかもしれませんが、次の年明けの第6回の審議会の場にも意見を出す機会があるかと思えます。

個別のことについての提案ということで、特に第2章4節 観光振興についての回答では、私も個人的にはこのような回答の仕方は不十分であると思えます。それではどこにそういった提案を受け止めるのか。提案を出す機会があるのかということを示さないで、言い放しで終わってしまう心配もあると思えます。また、このような形で多く出てくるということは、現状に観光資源として十分に活用されていないのではないかという問題意識があると思えます。現在の課題の整理として、今のままで良いのか見直すヒントにもなると思えます。1つはこの後期基本計画に反映されないのであれば、どこに反映させていくのか。そういう「仕組み」を作っていく。分野別の計画を策定する機会にも使えるのであれば、それはどうなっているのか。宍粟市のまちづくりを進めていく際に、総合計画を含めて全体の仕組みを考えていくということが基礎となる。第6章で「自治基本条例」というのが少しできていますが、そちらでは「市民提案の制度・手続き」というのを明らかにして、「こういう政策をしたらどうか。こういうことを活かしたらどうか。まだまだこういう資源が十分に使われていない。」そのようなアイデアも含めて出させていただく制度を考えています。そういう意味では、すぐに今こういう制度があるからというよりは、これから整備しなければならないという課題があるということが、この審議を通じて明らかになってきたと思えます。

この後期基本計画に受け止められなかったものを、どう活かしていくのかということは、今すぐには結論は出ませんので、少し事務局と相談させていただいて、残りの審議会の中で、できれば何らかの提案をさせていただきたい。次につながるようなものにしていきたいと思えます。繰り返しになりますが、まだまだ議論が尽きないところもありますし、不十分な点も感じられていると思えますけれども、これも含めて現状であるということを事務局も受け止めていただいて、そういう問題提起をしていったということが、1つ意義があったという評価もできます。もう少し整理した形で次に何かを提案できれば幸いです。そこで審議としては、以上のところで今日、暫定的な結論としたいと思えます。

○事務局

先ほど先生からもありましたが、第2章4節 観光振興について実のところ、少し時間が足りなかったということと、たくさんの個別の提案をいただいています。ですから、もしここで確認をいただけたら、先生と事務局にらせていただいて、やはりこういうものを盛り込んだ方がいいなというようなものがあれば、このまま今回は計画に盛り込まないのではなく、少し預らせていただくというのはどうでしょうか。

○委員

どうでも計画に盛り込んでほしいという話ではなくて、ここに書いてあるように具体的な事業を進めていくということが明確になるのであれば、私はそちらの方が大事だと思う。本に掲載されたからといって、どうのこうのとは言っていないし、例えば、この宍粟市の中で山野草を育成し、それを各自治会でやっていく。このようなまちづくり、地域づくりと観光というのがマッチングするような事業ができれば素晴らしいと思う。そのことを今、本当にやっていただけるのであれば、何も提案した内容を計画に掲載していただかなくても、やってもらう方が良いでしょう。

○事務局

それも含めて、その視点で十分な議論の時間が少なかったことで、そのことも含めて預らせてもら

えたらと思います。先ほど、先生からあったように、このような意見を如何に活用して、あのとき言っただけで終わらないような仕組みも事務局では考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○会長

観光というところが目立ちましたが、他のことにつきましても、もう一度、担当部局の方でも見直していただくということをお願いしたいと思います。

○委員

1つ質問をしてもよろしいですか。後期基本計画を作っているのですが、どこまで個別に配布されるのでしょうか。前期は個別にダイジェスト版の薄い本が配られていたので、詳しい中身まで分からなかった。後期はどの程度みなさんの目にふれるのか。パブリックコメントなどいろいろ機会があるのですが、実際パソコンをさわれない人は見られない。閲覧はあるのですが、そこまで足を運んでは見ないかもしれない。そして、実際配られても薄っぺらいものだったら、こんなものかと捨てられるかもしれない。せっかくこれだけ一生懸命審議しているので、みなさんの目にふれて、しっかりと宍粟市を良い方向に向けて「がんばろう」という意識を持っていただくために、どの程度まで周知されるのかと思いました。

○事務局

貴重なご意見、ありがとうございます。素案についてパブリックコメントを実施し、最終的には、しっかりとした本を作成する予定です。その本になったものを今、委員がおっしゃられたように、どのように周知をしていくかというのをこれから検討させていただきます。ダイジェスト版を前期と同様に配布し、全てこれに網羅されているというふうに市民の方が思われるならば、検討しなければならないと考えます。どのようにすれば皆さんに審議していただいたものが市民に広く伝えられるのかと検討させていただきますので、預からせていただきたいと思います。

○委員

前期の計画書は、私が別の会議に出ていた時に資料が欲しくて、市役所の方からいただいた経緯がありますので、せっかく頑張って作ったものを本当に多くの方に見ていただけるようにしていただけたらありがたいです。

○事務局

財政的なこともあるので、現時点で事務局の一存で決めるわけにはいきませんが、担当としては、市民のみなさんに多く見ていただきたいという思いは一緒ですので、お預りさせていただきたいと思えます。

○会長

やはり情報共有ができて、はじめて参画や協働ということに意味があるので、この計画が市民ひとりひとりの持っている力や資源というものを、1つの方向に向けて進めていきたいという願いだと思います。また、それがいろんな議論を生んでいくと思います。それが出ていく中で、宍粟市のまちづくりが進んでいくのだと思いますので、これだけでなくいろんな分野別計画の周知のあり方や情報共有のあり方ということは、また考えていただければと思います。よろしくお願い致します。また、それについても、こうしたら良いのではという意見などがあればご提案をお願いしたいと思います。それでは、最後に閉会のあいさつをお願いします。

○副会長

本日はお疲れさまでした。冒頭から全体会議によりグループ審議での経過、結果、成果や事務局からの説明がありました。また、グループ審議もありました。その中で、改めて文言の違いであったり、使い方によって意味合いが違ったりとか、それぞれが感じる解釈で全く違ったものになったりとか、非常に重要であることだと感じました。今日の審議が次回につながるような審議会だと感じております。また次回につきまして、さらなるご協力をお願いします。これをもちまして、第5回宍粟市総合計画審議会を閉会させていただきます。どうもお疲れさまでした。